**別紙１** ※届出者配布用　　　　　　　　　　　(必ずお読みください)

**建築物等の解体等工事を行う事業者の皆様へ**

**（適切な石綿事前調査の実施及び掲示について）**

熊本県環境生活部環境局環境保全課

建築物等（建築物その他の工作物をいう。）の解体等工事（解体、改造又は補修作業を伴う建設工事をいう。）における石綿の飛散を防止するため、令和３年（２０２１年）４月１日に大気汚染防止法の一部を改正する法律が施行され、規制対象建築材料の追加※や直接罰創設等規制が強化されました。

関連する事業者におかれましては、以下の事項について遵守いただきますようお願いします。

※　特定工事に該当する建築材料について、これまでの吹付け石綿、石綿含有断熱材・保温材及び耐火被覆材に加え、**石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材が規制対象に追加**されました。

１．建築物等の解体等工事における石綿事前調査の実施等

解体等工事の元請業者等は、当該工事が特定工事に該当するか否かについて、設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査を行い、その結果を記載した**書面を交付して発注者に説明**する義務があります。

（留意いただきたい点）

・石綿事前調査は、工事に係る建築物等全てについて行うものであり、当該建築物等の構造上、工事に着手する前に目視することができない箇所があった場合、着手後に目視が可能となった時点で調査が必要です。

・発注者から、単に「石綿なし」の情報があった場合でも、事前調査の義務を負う者（元請業者等）はその情報を鵜呑みにせず、法に基づいて石綿含有建材の有無を精査する必要があります。

・分析により石綿含有の有無を判定する場合は、石綿に関し一定の知識を有し、的確な判断ができる者が適切に採取箇所の判断を行う必要があります（石綿障害予防規則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル【1.20版】（平成３０年（２０１８年）３月厚生労働省））。

注１　**令和４年（２０２２年）４月１日から、**解体等工事の元請業者等は石綿事前調査を行ったときは、その結果を県知事に報告する義務があります（**熊本県が以前から実施している石綿事前調査票の報告については、別紙２のとおり、法改正を踏まえた修正を行い今後も当面継続します**）。

注２　**令和５年（２０２３年）１０月１日から**、石綿事前調査は調査を適切に行うために必要な知識を有する者として、①**建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者**、②義務付け適用前に**一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者**が行う必要があります。

２．石綿事前調査結果の掲示

　　１の石綿事前調査結果について、下記事項を解体等工事の**公衆に見やすいように、解体等の作業の開始から終了まで工事期間を通して掲示する必要があります（石綿の有無や届出対象か否かに関わらず、全ての解体等工事で掲示が義務付けられています）。**

なお、掲示板の材質は任意ですが、今回の法改正により、**掲示の大きさは長さ４２．０ｃｍ以上、幅２９．７ｃｍ以上（Ａ３用紙以上の大きさ。縦長、横長問わず）と規定**されました。

**○　解体等工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名**

**○　事前調査を終了した年月日**

**○　事前調査の方法（書面、目視、分析等）**

**○　特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要**

**○　特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所**

**○　特定工事に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類（吹付け石綿、石綿含有断熱材、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材）**

**※　届出対象特定工事（いわゆるレベル１、２）に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況、下請人が実施する場合の当該下請人の現場責任者の氏名及び連絡場所**

≪お問い合わせ先≫

　１）熊本県環境生活部環境局環境保全課大気・化学物質班アスベスト担当者

　　　TEL：096-333-2269、FAX：096-387-7612

　２）管轄保健所衛生環境課　大気担当者

　　　各保健所の電話番号とＦＡＸ番号の一覧

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保健所名 | ＴＥＬ | ＦＡＸ |
| 有明保健所 | ０９６８－７２－２１８４ | ０９６８－７４－１７２１ |
| 山鹿保健所 | ０９６８－４４－４１２１ | ０９６８－４４－４１２３ |
| 菊池保健所 | ０９６８－２５－４１３５ | ０９６８－２５－５４５７ |
| 阿蘇保健所 | ０９６７－２４－９０３５ | ０９６７－２４－９０３１ |
| 御船保健所 | ０９６－２８２－００１６ | ０９６－２８２－３１１７ |
| 宇城保健所 | ０９６４－３２－０５９８ | ０９６４－３２－２４２６ |
| 八代保健所 | ０９６５－３３－３１９８ | ０９６５－３３－６３２１ |
| 水俣保健所 | ０９６６－６３－４１０４ | ０９６６－６３－３２８９ |
| 人吉保健所 | ０９６６－２２－３１０８ | ０９６６－２２－４３９２ |
| 天草保健所 | ０９６９－２３－０１７２ | ０９６９－２２－０４５５ |